

東京学芸大学公開講座規程を次のように制定する。

平成15年 2 月 6 日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成15年規程第 5 号

東京学芸大学公開講座規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 東京学芸大学（以下「本学」という。）学則第60条に規定する公開講座については、この規程の定めるところによる。

(種類)

第 2 条 本学の公開講座は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般公開講座
- (2) 高等学校と本学との連携により設けられる公開講座（以下「高大連携講座」という。）
- (3) 現職教員講座
- (4) 特別公開講座

第 2 章 一般公開講座

(目的)

第 3 条 一般公開講座（以下この章において「講座」という。）は、本学の教育・研究の成果を広く社会に公開し、受講者への学習機会の提供及び資質の向上に資することを目的とする。

(開設等)

第 4 条 本学の専任教官は、講座を開設し、その講座の講座責任者になることができる。

- 2 講座責任者は、講座の企画及び運営を担当する。

(開設手続等)

第 5 条 講座責任者は、講座の内容等について、教務委員会（以下「委員会」という。）の承認を得るものとする。

- 2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。

(講習料)

第 6 条 講座の講習料は、文部科学大臣の定める額とする。ただし、これにより難しい場合は、文部科学大臣の承認を得て学長が定める額とする。

- 2 講習料は、前納とし、一旦納入された後は、受講者が受講を取りやめた場合で

あっても返還しない。

第3章 高大連携講座

(目的)

第7条 高大連携講座（以下この章において「講座」という。）は、高校生に大学水準の教育を体験する機会を提供し、もって幅広い教養を身につける一助とするとともに、学問に対する関心や探究心の高揚に資することを目的とする。

(開設)

第8条 講座は、本学における正規の授業を開放することにより開設する。

(開設手続)

第9条 講座として開放する正規の授業は、あらかじめ各教室が指定し、委員会の承認を得るものとする。

(開設期間)

第10条 講座の開設期間は、原則として前学期又は後学期の期間とする。

(受講対象者等)

第11条 講座の受講対象者は、本学との間で協定を締結した高等学校に現に在学している生徒とする。

2 前項の協定については、当該高等学校ごとに行うものとし、協定内容については、別に定めるものとする。

(受講の申込み)

第12条 講座の受講希望者は、在学する高等学校を通じて本学に申し込むものとする。

(単位)

第13条 本学は、講座を受講した高校生に対し、単位の認定は行わない。

(講習料)

第14条 第6条の規定は、講座の講習料について準用する。

第4章 現職教員講座

(目的)

第15条 現職教員講座（以下この章において「講座」という。）は、主に現職教員を対象とし、教員としての資質及び教授能力の向上に資することを目的とする。

(開設等)

第16条 本学の専任教官は、講座を開設し、その講座の講座責任者になることができる。

2 講座責任者は、講座の企画及び運営を担当する。

(開設手続等)

第17条 講座責任者は、講座の内容等について、委員会の承認を得るものとする。

2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。

3 講座の受講対象者は、教育職員免許状を有し、教員としての資質能力の向上に意欲がある者とする。

(講習料)

第18条 第6条の規定は、講座の講習料について準用する。

第5章 特別公開講座

(目的)

第19条 特別公開講座(以下この章において「講座」という。)は、本学が学外の機関からの委嘱を受けて特別に開設する公開講座とする。

(開設時期及び期間)

第20条 講座の開設時期及び期間は、本学が委嘱機関と協議し、必要と認めた開設時期及び期間に実施する。

(受講対象者)

第21条 講座の受講対象者は、講座の開設の趣旨に応じて、本学が委嘱機関と協議し、定めるものとする。

(講習料)

第22条 講座の講習料は、原則として徴収しない。ただし、これにより難い場合は、第6条の規定を準用する。

第6章 その他

(報告)

第23条 委員会は、公開講座(特別公開講座を除く。)の実施について代議員会に報告するものとする。

(事務)

第24条 公開講座の実施に関する事務は、関係各課の協力を得て総務部学外連携推進室が処理する。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年2月6日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に開設されている公開講座については、この規程により開設されたものとみなす。